

平成 20 年度磐田市健全化判断比率等について

平成 19 年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て議会に報告した後、公表することが義務付けられました。

平成 20 年度の本市の各指標は以下のとおりです（カッコ内は平成 19 年度数値）。

1. 健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
磐田市	- (-)	- (-)	14.1 (13.9)	140.2 (139.2)
早期健全化基準	11.48	16.48	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

1 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「-」で表示します。

2. 資金不足比率

（単位：％）

会計名		資金不足比率	経営健全化基準
法 適	水道事業会計	- (-)	20.0
	病院事業会計	- (-)	20.0
法 非 適	農業集落排水事業特別会計	- (-)	20.0
	公共下水道事業特別会計	- (-)	20.0

1 資金不足額がない場合は、「-」で表示します。

本市は、各指標上では基準を下回っていますので健全段階であるといえます。しかし、金融危機問題に起因する世界的な経済不況の影響のため、企業収益の大幅な減少や雇用情勢の悪化により、市税等の大幅な減収が見込まれる中、中期財政見通しでは、起債を活用した事業により元利償還金や起債残高は増加傾向にあるため、各指標を見極めながら、財政の健全化に取り組んでいく必要があります。